

「納税者の権利保護規定」の制定について

吉本貢
税理士

納税者の権利とは - 市民権の確立へ

国家の財政を賄うために、国民は税金を払っている。その税金は国民のために使われなければならない。その税金は応能負担を原則とした税法と民主的な手続き規定によって徴収されなければならない。

日本国憲法は、第30条で「納税の義務」第84条で「租税法律主義」を規定しており、それらの内容は、国民の権利を規定している第10条以下の各条項が前提になっている。しかし、実体法である所得税法などの各税法には、憲法規定を生かした国民の権利にかかわる規定がなく、重税と手続き無視の徴税がつづけられている。

こうしたなかで、1980年代後半から1990年代にかけて、納税者とかかわる各団体から「納税者の権利憲章」の提唱があいついだ。1994年TCフォーラム（納税者の権利憲章をつくる会）が纏めた「納税者権利基本法要綱案」と「税務行政手続法要綱案」は、次のような内容となっている。

納税者権利基本法要綱案

- 第1 能力に応じて納税する権利
- 第2 自ら申告し納税する権利
- 第3 公正、公平かつ丁重に扱われる権利・誠実性の尊重
- 第4 納税額を最小限にする権利
- 第5 「適正手続」を受ける権利
- 第6 租税の徴収の仕方を統制する権利
- 第7 租税の用途を統制する権利
- 第8 情報を開示させる権利
- 第9 不服申立てにおける権利
- 第10 オンブズマンに訴える権利

税務行政手続法要綱案

- 第1章 総則（目的、定義）
- 第2章 申告手続（申告書等の受理、補正）
- 第3章 代理人
- 第4章 調査手続（事前通知、日時及び場所、第三者同席、重複調査の禁止、書類領置の禁止、プライバシーの保護、調査終了の通知等）
- 第5章 取引先に対する調査（制限）
- 第6章 課税処分手続（意見聴取、理由付記、不服申立て教示等）
- 第7章 苦情処理機関（苦情処理官等）

第8章 行政指導（事前照会制度）

第9章 補則（課税処分の取消等）

諸外国における納税者権利保護の状況 - ないのは日本だけ

2000年9月ミュンヘンでおこなわれた国際租税学会総会に参加した谷山治雄氏の報告によると、主たるテ・マと結論は「各国で国単位で制定されている納税者の権利保護に関する憲章などを、国際的規模での条約または議定書にすべきである」という提案について討論。ほぼ満場一致の賛成であった。」また議長から先進国で納税者の権利憲章を公に制定していないのは日本だという指摘があった。主な各国の制定状況はつぎのようになっている。

1977年	ドイツ	租税基本法に納税者の権利保護条項を明文化
1981年	フランス	租税手続法典、納税者権利憲章の公布
1985年	カナダ	納税者権利宣言
1986年	イギリス	納税者憲章制定
1988年	アメリカ	第一次納税者権利章典制定
1996年	韓国	国税基本法に納税者の権利条項を明文化
1997年	韓国	納税者権利憲章の制定・公布
1998年	アメリカ	第三次納税者権利章典制定
1998年	スペイン	納税者の権利と義務明文化

韓国では、2度にわたって国会審議が行われて成立した。制定の目的は先進諸国との関係だったが、最も多くの議論がつくされたのは「納税者の誠実性の推定」条項であった。南大門税務所長は、この規定によって税務職員の頭の切り替えが大変だったと言っていた。

アメリカでは、税務調査の結果、多額の決定処分を受け、これを争って取消させたが、この間に仕事を無くし、弁護士・会計士への支払いなどで全財産を失ったため損害賠償を求めたロジェスキ・事件が契機となった。議会はIRS(内国歳入庁)の権力乱用や人権無視について議論し、1988年に納税者権利章典を成立させた。しかし、その後も権力乱用などが絶えないので1998年には、IRSの改革を含めた第3次の納税者権利章典を成立させた。

制定運動について

日本では、1997年に国会議員による「納税者の権利を考える会」が発足し、その後、委員会での質問及び質問趣意書の提出によって納税者の権利規定の法制化を迫り、政府の見解をただした。しかし、今日に至るまで政府は「制定は必要無い」という不当な態度を変えていない。TCフォラムでは、国税通則法を改正して、納税者の権利規定を明文化する法案を今国会に提案されるように民主党、共産党、社民党などと協議している。

これまでに「納税者の権利保護規定を求める請願書」は97万筆寄せられている。市民権の確立が遅れている現状を市民運動の発展によって打開していかなければならない。